

企画競争実施の公示

2015年12月18日

Japan National Tourism Organization(JNTO)

北京事務所 所長 伊地知 英己

企画競争について、次の通り公示する。

1. 業務概要

(1) 業務名

平成 27 年度中国華北地方等における広告宣伝事業

※JNTO北京事務所の中国担当地域：北京市、黒竜江省、吉林省、遼寧省、河北省、山西省、陝西省、寧夏自治区、甘肅省、青海省、新疆ウイグル自治区、天津市、内蒙古自治区、山東省、湖北省、湖南省、河南省、西藏自治区

(2) 業務内容

JNTO北京事務所の中国担当地域の主要都市における屋外広告の実施及び有力なメディア等に訪日旅行を喚起させる記事を掲載する。

(3) 履行期限 2016年3月28日

2. 企画競争参加資格要件

(1) JNTO契約事務実施細則第25条に規定されている競争参加者制限に該当しない者。

○独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則

(競争参加者の制限)

第25条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、該当代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者

3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(2) 過去3年間において法律により罰せられたことがないこと。

(3) 法人登記（個人事業者の場合は、住民登録）がなされているとともに、法人税等の諸税を滞納していないこと。

3. 手続等

(1) 実施部署

JNTO 北京事務所 担当：日下部

住所：中国北京市朝陽区東三環北路5号 発展ビル 4階 410室

TEL：010-6590-8568、FAX：010-6590-8851、Email：miki.kusakabe@jnto.link263.com

- (2) 企画競争説明書の交付期間及び方法
2015年12月18日から2016年1月26日17時まで。（中国時間・必着）
企画競争説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画書の提出期限、場所及び方法
2016年2月1日17時（中国時間・必着）までに、(1)に提出。持参又は郵送に限る（郵送の場合であっても、提出期限までに必着で、配達記録が証明できるものであること。）。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び中国元とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、JNTOの情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、JNTOの会計規程等に基づく契約手続の完了までは、JNTOとの契約関係を生じるものではない。
- (8) 提案者が2.に示した企画競争参加資格要件を満たしていることを確認するために、信用調査を実施する場合がある。その結果を踏まえて、特定後であっても契約を締結しないこともあり得る。
- (9) JNTOからの契約金額の支払いは、日本から海外送金により行うため、海外送金を受け取れること。また、増値税等の税務当局への支払い方法については、受注者において責任を持って対処すること。
- (10) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上